

埼玉県スマート自治体推進会議 AI等新技術検討専門部会 AI-OCR共同利用サービス仕様書

1. 業務名

AI-OCR共同利用サービス

2. 目的

AI-OCRサービスは、AI技術を取り入れて、帳票などの紙媒体をテキストデータに変換する機能を提供するものであり、本サービス仕様書に基づくAI-OCR共同利用サービス（以下「サービス」という。）を活用することで、行政事務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上にもつながるものである。

サービスを埼玉県内の複数自治体で共同利用することにより、サービス利用料を安価に抑えるとともに、行政事務の高度化を図るものである。

3. 参加団体

サービスを利用する県内市町村を「参加団体」という。

なお、令和3年3月3日時点で8団体となる。

4. 調整等の窓口

サービスの導入及び利用に当たっては、埼玉県スマート自治体推進会議AI等新技術検討専門部会（以下「専門部会」という。）において参加団体共同でサービス選定及び受託者との調整等を行うものとする。その際の窓口は、専門部会の事務局（埼玉県企画財政部改革推進課）が行う。

5. サービス利用期間（契約期間）

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

なお、参加団体により、利用開始時期が前後する場合があるため、参加団体との個別調整により柔軟に対応すること。また、利用期間の途中で新たな団体が参加を希望する場合においても、個別調整により柔軟に対応すること。

6. サービス提供時間

24時間365日

※ただし、定期メンテナンス等でサービスを停止する必要がある場合は、原則として2週間前までに、参加団体に対し通知を行うこと。

7. サービス提供形態

LGWAN-ASP としてサービスを提供すること。

なお、LGWAN への接続に必要な通信回線は各団体が準備する。

8. サービス仕様（基本サービス）

受託者は、次の仕様を満たすサービスを提供すること。

- (1) 参加団体ごとに、サービスを利用する際の管理者権限を発行することができること。また、当該管理者権限で、利用ユーザーID の発行及び所属グループの作成ができること。
- (2) 各利用ユーザーの権限で、画像データのアップロード、帳票定義の作成・登録、データの読み取り・テキスト変換、読み取り結果の修正等、一連の処理ができること。
- (3) 各利用ユーザーが、所属グループ外の利用ユーザーが処理した情報を閲覧できないようアクセス制限をかけること。
- (4) 所属グループ内及び所属グループ外の複数の利用ユーザーが同時にログインできること。
- (5) 複数の参加団体がそれぞれの利用ユーザーで同時にログインできること。
- (6) 各参加団体から、他の参加団体が処理した情報を閲覧できないようにアクセス制限をかけること。
- (7) 日本語に対応していること。
- (8) 画像データのファイル形式として、PDF、JPEG、PNG、TIFF に対応すること。
- (9) 既存の複合機やスキャナー等で画像データ化したデータに対応すること。なお、画像データの解像度は 200dpi 以上、600dpi 程度まで対応していること。
- (10) 帳票の読み取り方向や読み取りサイズのずれに対する補正機能を有すること。
- (11) 読み取り結果を CSV ファイル形式で出力できること。CSV ファイルの文字コードは、Shift JIS や UTF-8 に対応していること。
- (12) 読み取った帳票の種別を認識してソフトウェアが自動で仕分け可能であること。
- (13) 帳票読み取り後、読取範囲の画像イメージと認識結果を画面上に表示し、利用ユーザーが簡易に編集できること。
- (14) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が読み取りできること。
- (15) 活字、手書き文字が読み取りできること。
- (16) 丸囲み、チェックボックスが読み取りできること。
- (17) 訂正印、二重線、塗りつぶしの読み飛ばしが行えること。
- (18) 一次元バーコード及び二次元バーコード（QR コードなど）の読み取りができること。
- (19) 学習済みの AI エンジンを使用することにより、読み取り精度が向上する機能を有すること。

- (20) アップロードした画像データや読み取り結果の CSV ファイルを、一定期間経過後に自動消去する機能を有すること。
- (21) 参加団体ごとに、利用項目数（パーツ数）の状況を確認することができること。
- (22) 帳票定義のサンプルデータを提供すること。
- (23) 特定個人情報の取扱いができること。

9. サービス料金体系

受託者は、以下のサービス料金体系を設定すること。

- (1) 年間利用データ項目数（パーツ数）に応じた料金体系を設定し、参加団体ごとに選択ができること。
- (2) 月額費又は年額費を設定すること。なお、初期導入費用を設定しても構わない。
- (3) 月額費及び年額費の設定として、次の5段階の区分を設け、それぞれの区分におけるデータ項目（パーツ）の処理単価を示すこと。また、8. (12) 記載の帳票の仕分けに係る単価が存在する場合は、合わせて示すこと。
 - ① 月額 6 万円（12 か月時の年額 72 万円）
 - ② 月額 8 万円（12 か月時の年額 96 万円）
 - ③ 月額 10 万円（12 か月時の年額 120 万円）
 - ④ 月額 12 万円（12 か月時の年額 144 万円）
 - ⑤ 月額 14 万円（12 か月時の年額 168 万円）※上記金額は税抜額とする。
- (4) 各参加団体が利用可能なデータ項目数（パーツ数）を超えた場合、超過分として、追加料金が発生するものとする。その際、データ項目数のカウントは、月単位ではなく、年間単位とすること。なお、追加料金を免除できる場合は、この限りではない。
- (5) 上記 9. (4) の超過時のデータ項目単価は、超過前の単価と同額又は低い価格設定とすること。

10. オプションサービス

受託者は、以下に示すオプションサービスを提供すること。また、オプションサービスは参加団体ごとに利用の有無を選択できるものとする。

- (1) 各参加団体が利用する帳票のフォーマットに個別対応する帳票定義を作成し、電子メール等で提供すること。
- (2) 参加団体の現地に訪問し、各種相談会や操作方法説明、帳票定義作成支援などの現地サポートを実施すること。
- (3) 上記 10. (1) (2) のほか、提供可能なオプションサービスを提示すること。
- (4) 上記 10. (1) から (3) のオプションサービスに係るサービス提供料金は「9. サービス料金体系」に示す金額の範囲外で別途設定して構わない。その場合、利用する参加

団体が個別に契約、支払いするものとする。

11. その他サービス

受託者は、上記「8.サービス仕様（基本サービス）」「10.オプションサービス」のほか、独自のサービスがある場合は提案すること。

12. サービス利用環境

サービス利用環境として、次の要件を満たすこと。

- (1) LGWAN セグメントに接続された端末から利用できること。
- (2) OS は、Windows10 に対応すること。
- (3) Web ブラウザでサービスを利用できること。Web ブラウザは、Microsoft Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome の各最新バージョンに対応すること。

13. サービスレベル

受託者は、以下に示すサービスレベルを確保すること。

- (1) サービス稼働率を最大限に高め、サービス利用に支障が出ないように努めること。
ただし、必要なメンテナンスやサービス提供事業者の責めに帰すべき事由以外で稼働が停止した場合はこの限りではない。
- (2) 障害発生時は、速やかに復旧させること。また、参加団体にその状況や復旧の見込み等について、随時、通知すること。
- (3) バックアップを取得し、障害発生時には確実かつ速やかにデータを復旧させること。

14. 利用者向け操作説明会

参加団体向けに以下に示す操作説明会を実施すること。

- (1) 本サービスの概要、操作方法、運用方法、帳票定義の作成方法等について全ての参加団体を対象とした全団体合同で行う説明会を開催すること。
- (2) 開催に当たっては、原則として、Web 会議ツールを用いてリモート形式で実施すること。なお、使用する Web 会議ツールは事務局と調整すること。
- (3) 事務局と調整し、操作説明会の実施時期を決定するとともに、2回以上開催すること。
- (4) 操作説明会に参加できない団体や団体内の職員研修向けに、操作説明会を動画で記録するとともに、動画配信又は動画ファイルを団体提供すること。
- (5) 操作説明会で使用する資料を電子データで提供すること。

15. 問合せ対応

受託者は、参加団体からの問合せに対し以下のとおり対応すること。

- (1) サービスの操作や運用等に係るマニュアル一式を参加団体に提供すること。
- (2) 参加団体からの操作方法や帳票定義等に関する問合せに対し、対応する窓口を設けること。
- (3) メールや Web フォームなど電子的な手段による対応のほか、問合せレベルに応じ電話での対応も可能とすること。
- (4) 電話での受付は、土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日9時から17時までを基本とし、メールでの受付は、24時間365日とすること。
- (5) 予期せぬトラブル等が発生した場合は、迅速に原因分析、解決先の提示等を行うこと。
- (6) サービス停止を伴う定期メンテナンスを行う際は、2週間前までに全ての参加団体に通知すること。

16. 契約及びサービス利用料の請求等

契約及びサービス利用料の支払い等については、以下のとおりとする。

- (1) 本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は参加団体と最終的なサービス仕様及び契約内容を調整の上、各参加団体と個別に契約を行うものとする。
- (2) 上記16.(1)で調整するサービス仕様及び契約内容は、契約期間を除き、原則として、全参加団体共通とする。
- (3) 各参加団体で上記16.(2)以外の個別の契約が必要となる場合は、受託者と該当する参加団体と調整の上、上記16.(1)のサービス仕様及び契約内容に変更が生じない範囲で対応することも可とする。
- (4) 受託者は、契約内容に基づき、各参加団体に個別に、サービス利用料の請求を行うものとする。

17. 次年度以降の契約

本契約の契約期間は、契約年度内とするが、次年度以降も継続してサービスを利用する可能性があるため、以下のとおり対応すること。

- (1) 参加団体の求めに応じ、次年度のサービス仕様及びサービス料金体系を提示するとともに、その内容について事務局及び参加団体と協議すること。なお、次年度の参加団体については、契約年度内に別途募集を行い、確定させるものとする。
- (2) サービス料金体系については、受託者以外の事業者が提供するサービスの料金を鑑み、複数団体による共同利用のコストメリットを生かした競争性の高い内容であること。
- (3) 受託者から提示された上記17.(1)(2)の内容に基づき、事務局と調整し、継続契

約を希望する団体との次年度の契約に向けた準備を行うこと。

18. 情報セキュリティの確保

受託者は、情報セキュリティに留意し、以下の事項を遵守すること。

- (1) サービスを提供するに当たり知り得た情報について、第三者に開示、漏洩等が行われないようにすること。
- (2) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱うようにすること。
- (3) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、情報漏洩や滅失、き損の防止等、個人情報の適切な管理に必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。また、サイバー攻撃等、外部からの不正なアクセスに対する対策を十分に行うこと。
- (4) サービスの従事者に対し、秘密保持の義務を順守させるため、必要な措置を講じなければならない。記録媒体の管理等にも最新の注意を払い、サービス従事者等が不正に記録媒体を持ち出すことができないよう、徹底した管理を行うこと。

19. その他

- (1) サービスを提供する際に必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項については、受託者は事務局と協議し、指示を受けること。
- (2) 上記 (1) に要する費用は、すべて受託者の負担とする。